

伊勢原市土地区画整理事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第1項、第2項、又は第3条の2に規定する土地区画整理事業を施行しようとする者又は施行する者に対し、予算の範囲内において伊勢原市土地区画整理事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助の対象とする事業は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化区域内で施行する土地の区域の面積が2.0ヘクタール以上の土地区画整理事業とする。

2 補助の対象とする経費は、法第4条第1項に規定する施行の認可（以下「施行の認可」という。）又は法第14条第1項に規定する設立の認可（以下「設立の認可」という。）の申請に要する図書の作成に係る測量、調査及び設計に要する費用（以下「調査費」という。）並びに事業に要する費用（以下「事業費」という。）とする。ただし、事業費のうち法第120条に基づく公共施設管理者の負担金及び国又は県の補助金の交付を受ける部分については、補助金を交付しない。

3 前2項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるものについては、補助対象とすることができる。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 調査費 その5分の1以内の額

(2) 事業費 次に定める額

ア 土地区画整理事業を施行する土地の区域の道路で、住宅地にあつては6メートル、商業地又は工業地にあつては8メートルを超える部分の道路の用地の価額に相当する額及び当該道路の整備費に相当する額

イ 土地区画整理事業を施行する土地の区域の公園で、施行する土地の区域の3パーセントを超える部分の公園の用地の価額に相当する額の2分の1以内の額

2 前項の規定により算出した補助金の額に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「都再法」という。）第47条第2項の規定に基づく交付金事業にお

いて、市が都再法第46条第1項の規定に基づく都市再生整備計画を策定した地区については、まちづくり交付金交付要綱（平成16年4月14日付け国都事第1号国道企第6号国住市第25号国土交通事務次官通知。）第2（定義）第2項に規定する土地区画整理事業とし、まちづくり交付金交付要綱別表に掲げる間接交付の場合の事業に要する額の欄に規定する額の範囲内とする。

（交付の要望）

第4条 補助金の交付を要望しようとする者は、伊勢原市土地区画整理事業補助金要望書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（内定通知）

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付の要望があった場合は、交付の内定について審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の予算措置を行い、当該予算の議決後その旨を伊勢原市土地区画整理事業補助金内定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（交付の申請）

第6条 前条の規定により内定通知を受けた者のうち、調査費及び事業費の補助を受けようとする者は、伊勢原市土地区画整理事業補助金交付申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、施行の認可又は設立の認可の公告があった年度においてはその年度に、その他の年度については年度当初に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助金算定内訳書
- (4) 設計図

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等について、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうかを審査し、必要に応じて現地調査を行った後、補助金の交付をすべきものと決定したときは、速やかに伊勢原市土地区画整理事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（軽微な変更）

第8条 規則第7条第1項第1号の軽微な変更は、補助金額に変更を及ぼさない経費の配分の変更とする。

（変更等の承認）

第9条 補助事業者等が、補助事業等の変更又は中止若しくは廃止をする場合は、伊勢原市土地区画整理事業変更等承認申請書（第5号様式）を提出し、

市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等について、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうかを審査し、必要に応じて現地調査を行った後、補助金の変更交付をすべきものと決定したときは、速やかに伊勢原市土地区画整理事業変更等承認通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第10条 規則第9条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日を経過した日までとする。

（実施状況の報告）

第11条 補助事業者等は、当該補助事業の完了するまでの間、毎年度各四半期（第4四半期を除く。）ごとに、当該期間経過後速やかに伊勢原市土地区画整理事業実施状況報告書（第7号様式）により市長に報告しなければならない。ただし、補助事業が年度内に完了しない場合にあっては、第4四半期の実施状況の報告を年度末までに、伊勢原市土地区画整理事業実施状況報告書により市長に報告しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、補助事業が完了した後において補助金を交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、事業の進捗に応じた金額の範囲内で、補助金の全部又は一部を交付することとし、残額については翌年度に繰り越しして交付するものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者等は、当該補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した伊勢原市土地区画整理事業補助実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添え、当該補助事業の完了の日から30日を経過した日又は完了の日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 伊勢原市土地区画整理事業補助金交付決定通知書の写し

(2) 補助金収支精算書

(3) 補助事業費精算書

(4) 完成を確認できる図書（出来形完了図、完成写真等）

- 2 補助事業者等は、当該補助事業が年度内に完了しない場合は、年度末までの補助事業等の成果を記載した伊勢原市土地区画整理事業補助実績報告書に次の書類を添え、翌年度の4月15日までに市長に提出しなければならない。

(1) 伊勢原市土地区画整理事業補助金交付決定通知書の写し

(2) 出来高を確認できる図書（出来形検査調書等）

(補助金額の確定)

第14条 市長は、前条の規定により伊勢原市土地区画整理事業補助実績報告書が提出されたときは、速やかに補助事業に係る審査を行い、必要に応じて現地調査等により補助事業等の成果が補助金等の交付決定通知書の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、伊勢原市土地区画整理事業補助金確定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助事業者等は、伊勢原市土地区画整理事業補助金確定通知を受領した後、伊勢原市土地区画整理事業補助金交付請求書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に補助金の支払いを請求しなければならない。

- (1) 伊勢原市土地区画整理事業補助金交付決定通知書の写し
- (2) 伊勢原市土地区画整理事業補助金確定通知書の写し

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、土地区画整理事業の補助について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（令和3年5月17日告示第130号）

この告示は、公表の日から施行する。

伊勢原市土地区画整理事業補助金要望書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は所在地

要望者名称及び代表者氏名

伊勢原市土地区画整理事業補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係図書を添えて、土地区画整理事業補助金の交付を要望します。

- 1 補助事業の名称 _____
- 2 補助金の区分 調査費（ _____ ）
事業費（ _____ ）
- 3 予定総事業費 _____ 千円
- 4 補助金要望予定額 _____ 千円
内 訳 調査費（ _____ 千円）
事業費（ _____ 千円）
- 5 事業予定期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ～ _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
- 6 事業の目的及び内容
- 7 添付書類 土地区画整理事業を施行する土地の区域の予定区域図
 事業調書
 事業計画書
 補助金対象内訳書

殿

伊勢原市長

印

伊勢原市土地区画整理事業補助金内定通知書

年 月 日付けで要望申請のありました伊勢原市土地区画整理事業補助金の交付について、次のとおり交付する予定ですので、伊勢原市土地区画整理事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

- 1 補助事業の名称 _____
- 2 補助金の区分 調査費 ()
 事業費 ()
- 3 補助金交付予定額 _____ 千円
- 内 訳 調査費 (千円)
 事業費 (千円)
- 4 特 記 事 項

(事務担当は、)

伊勢原市土地区画整理事業補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は所在地

申請者名称及び代表者氏名

土地区画整理事業の補助金の交付を受けたいので、伊勢原市土地区画整理事業補助金の交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- | | | |
|---|---------------------|--|
| 1 | 補助事業の名称 | _____ |
| 2 | 総事業費 | _____ 千円 |
| 3 | 補助金の区分 | <input type="checkbox"/> 調査費（ _____ ）
<input type="checkbox"/> 事業費（ _____ ） |
| 4 | 補助金交付申請総額 | _____ 千円 |
| | 内 訳 | <input type="checkbox"/> 調査費（ _____ 千円）
<input type="checkbox"/> 事業費（ _____ 千円） |
| 5 | _____年度
補助金交付申請額 | _____ 千円 |
| 6 | 過年度交付済額 | _____ 千円 |
| 7 | 添付書類 | <input type="checkbox"/> 事業認可又は組合設立認可の写し
<input type="checkbox"/> 事業調書
<input type="checkbox"/> 事業計画書
<input type="checkbox"/> 収支予算書
<input type="checkbox"/> 補助金算定内訳書
<input type="checkbox"/> 設計図
<input type="checkbox"/> |

殿

伊勢原市長 印

伊勢原市土地区画整理事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市土地区画整理事業補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定したので、同規則第8条の規定により通知します。

- 1 補助事業の名称 _____
- 2 補助金の区分 調査費 ()
 事業費 ()
- 3 補助金交付決定額 _____ 千円
- 内 訳 調査費 (千円)
 事業費 (千円)

交付条件

- 補助事業等の内容又は補助事業等の経費の変更をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- 補助事業等を変更し、中止又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- 補助事業等が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 補助事業者等が市長の指示若しくは条件に違反した場合又は偽りその他不正な手段により当該補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付を取り消しできるものとする。この場合において、既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部を返却させることができるものとする。

(事務担当は、)

殿

伊勢原市長 印

伊勢原市土地区画整理事業変更等承認通知書

年 月 日付で申請のありました事業変更等につきましては、次のとおり承認しますので通知します。

- 1 補助事業の名称
- 2 変更等の区分 事業計画変更（ ）
 中止
 廃止
- 3 変更等の条件

（事務担当は、 ）

伊勢原市土地区画整理事業補助実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は所在地

申請者名称及び代表者氏名

年 月 日付け伊勢原市指令第 号により交付の決定を受けた事業について、伊勢原市土地区画整理事業補助金交付要綱第13条の規定により、補助事業の実績を次のとおり報告します。

- 1 補助事業の名称 _____
- 2 補助金の交付の種別 調査費等補助（ ）
 事業費補助（ ）
- 3 補助事業の実施期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 4 報告の区分 実績報告（伊勢原市土地区画整理事業補助金交付要綱第13条第1項）
 実績報告（伊勢原市土地区画整理事業補助金交付要綱第13条第2項）

	実施設計額	補助対象事業費	備考
実施事業費			
実績額			
補助金額	補助金交付決定額	実績による補助金額	

- (注) 1 交付決定年月日は、当初及び変更があれば変更も記入する。
2 実施事業費は、交付決定通知書の最終事業費とする。
ただし、変更承認を受けたときは、変更後の実施事業費とする。

- 5 添付書類 伊勢原市土地区画整理事業補助金交付決定通知書の写し
補助金収支精算書
補助事業費精算書
完成を確認できる図書（出来形完了図・完成写真等）
出来高を確認できる図書（出来高検査調書等）

殿

伊勢原市長 印

伊勢原市土地区画整理事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった伊勢原市土地区画整理事業の補助金の額については、伊勢原市補助金等の交付規則第15の規定により次のとおり確定しましたので、伊勢原市土地区画整理事業補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

- 1 補助事業の名称 _____
- 2 補助金交付決定額 _____ 千円
- 内 訳 調査費 (千円)
 事業費 (千円)
- 3 補助金交付確定額 _____ 千円
- 内 訳 調査費 (千円)
 事業費 (千円)
- 4 そ の 他

(事務担当は、)

伊勢原市土地区画整理事業補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は所在地

申請者名称及び代表者氏名

印

年 月 日付け伊勢原市指令第 号により交付の決定を受けた補助金について、伊勢原市土地区画整理事業補助金の交付要綱第15条の規定により請求します。

1 補助事業の名称 _____

2 請求区分 調査費（ ）
事業費（ ）

3 補助金交付決定額 _____ 千円

内 訳 調査費（ 千円）
事業費（ 千円）

4 補助金交付決定日 年 月 日

5 既交付済額 _____ 千円

6 今回交付請求額 _____ 千円

7 未交付額 _____ 千円

8 添付書類 伊勢原市土地区画整理事業補助金交付決定通知書の写し
伊勢原市土地区画整理事業補助金確定通知書の写し